

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者(又は吹田市)の見解(1/7)

項目	意見の概要	事業者(又は吹田市)の見解
大気汚染、騒音	樹木があることによって、名神からの騒音や粉じんなどが遮られていたかと思う。江坂町側には道路公団の防音壁があるが、円山町側にはない。騒音や大気汚染の対策についてはどう考えているのか。今後検討されるのか。	名神からの騒音等の影響緩和ということもあり、北側に公園を配置する計画にしています。宅地が完成した後の周辺への影響については、アセスの中で、予測していきたいと考えています。大気汚染についても同様に考えています。
騒音	工事は月曜日から金曜日まで、9時から5時までになるのか。できるだけ、休日に工事をしないなど常識の範囲内でやってもらいたい。	工事業者が未定であるため、工事計画等もまだ決まっていません。作業日、時間についてのご意見は、工事業者に伝えていきたいと思えます。
騒音、その他(事業計画)	事業計画地と隣接した住宅への影響はどうか。騒音など直接影響があると思う。また、北東部は一番高い場所であるが、掘削した後の処理はどのように考えているのか。阪神大震災時に亀裂が入った経緯がある。隣接部についてどのように考えられているのか教えてほしい。	切土、掘削等については、掘削による影響のおそれのある場合、どうしても掘削する必要が生じる場合には、どういう対策が可能かについて、十分に検討させていただきます。隣接部については、基本的には現況高さに合わせるようにしたいと考えています。
動植物、生態系	垂水神社に貴重なサワガニが生息しているが、サワガニの位置付けは。サワガニは見えないのか。サワガニは無視されているということか。	垂水神社のサワガニについては、まだ把握していません。しかし、見ていないから無視しているということではなく、提案書に基づいて、今後調査を行っていきます。
緑化	現在ある樹木については、伐採するのか。野鳥が飛んで来たりしてよい環境である。ある程度残してもらえないか。	基本的には、伐採、抜根を考えています。環境、緑ということに関して、中央部と北側に公園を設け、それを繋ぐような形で歩車共存道路、これは今後の協議にもよりますが、できるだけ緑豊かなものを作っていきたいと考えています。
緑化	植栽については、移植するとあるが、どの程度移植されるのか。	移植については、今生育している樹木について、調査したうえで、どのように活用していかけるか検討します。公園や歩車共存道路については、今後の協議によりますが、できる限り植栽していきたいと考えています。また、植栽に関する基本的な考え方としては、この地域に生育している種を用いて植栽していきたいと考えています。

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者（又は吹田市）の見解(2/7)

項目	意見の概要	事業者（又は吹田市）の見解
コミュニティ	この事業計画地の小学校校区、中学校校区はどこになるのか。	千里第三小学校、第一中学校になると聞いています。
コミュニティ	現状の千里第三小学校の生徒数、学校の状況を把握しているのか。	市の関係部署より、小学校の児童数と教室のゆとり、余裕というのは、大変厳しいということはお伺いしています。 ご心配はもっともだと思いますので、今後、吹田市と協議していきたいと考えています。
交通混雑、交通安全	隣接道路については、交通量も踏まえ、市や関係機関と協議するとあるが、300戸も住宅が増えると、新御堂筋に抜けるルートもかなり混雑することが見込まれるが、吹田市と協議して、新御堂筋に抜けられる道を作ったり、もう少し通りやすい道にするなど、具体的に進めてもらえるのか。	ご意見を真摯に受け止め、関係機関と協議をしていきます。ここに示した南に下って府道を通り、新御堂筋を北側に向かうルートについては、あくまでも主要な走行ルートとして想定しており、それに基づき、将来的にどうい影響があるのかということについて、今後の評価書（案）の中で検討していきます。
交通混雑、交通安全	円山町の北部（事業計画地の北東側）から事業計画地に抜ける道を作ってもらいたい。小学校が千里第三小学校に通うのであれば、通学路としても、こちらに抜ける道があった方が、通学しやすいと思う。	円山町側に接道する計画になっていないのは、道路と事業計画地が接していない、つまり、第三者の土地が間にあるため接道できない状況にあるためです。 通学路の動線については、垂水西橋に抜けるルート、現状では階段になっていますが、そこをフラットな状態で整備し、歩行者の動線を確保する計画です。
交通混雑、交通安全	江坂町に抜ける道をフラットにするということだが、車も通れるのか。江坂町側も朝などはかなり交通量があり、道路が通るとなると、こちらも問題があるということは認識しておいてほしい。歩行者のみとしても、子供が通学で使うということであれば、やはり朝はかなり危ないと思う。見通しも悪く、渡った後のことも考えておいてほしい。	江坂町に抜ける道は、歩行者専用で考えています。 通学路としての利用については、ご意見を踏まえ、関係機関と協議し、安全な計画にしていきたいと思います。

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者(又は吹田市)の見解(3/7)

項目	意見の概要	事業者(又は吹田市)の見解
交通混雑、交通安全	<p>工事車両の走行ルートとなっている道路(市道山田垂水1号線)は、現在でも幅も狭く、非常に危険である。この道路にすべての工事車両が走行するということであるが、事故は起きないのか。新御堂筋から左折する際には、よく事故が起きている。大型トラックの数が増えれば、渋滞して、動かなくなるのではないか。それでも、そのルートしか通さないということであれば、下(南側)の住民にとってはありがたいが、そんなことで工事ができるのか。</p>	<p>お示ししている工事車両の走行ルートは、周辺住民の方に、より影響の少ないルートとして設定しています。工事に伴ってどの程度の工事車両が発生するのか、それによってどんな影響があるのかについては、これから行う環境アセスの中で検討していきます。</p>
交通混雑、交通安全	<p>新御堂筋を南側から入るルートは、祝橋で右折するルートしかないが、ここは現状でもかなり停滞している。工事車両もここでUターンする走行ルートが示されているが、調査地点になっていない。交通量等の調査をお願いしたい。</p>	<p>発生交通量がどのくらいであるかということについて、アセスの中で想定していきます。交通に関する影響としては、提案書に示した交差点で影響を見ることにより、周辺の交通渋滞の状況、交通安全の状況について予測評価していくことを考えています。</p>
交通混雑、交通安全	<p>近畿財務局の跡地に今、80軒の開発が行われている。小学校の人員ももっと増えてくる。そのあたりの人口増も考えて、動線を考えてもらわないといけないと思う。</p>	<p>校区である千里第三小学校への通学路については、事業計画地からフラットで整備したいと考えています。事業による児童数の増加の小学校への影響も検討し、関係機関と十分協議していきたいと思えます。</p>
交通混雑、交通安全	<p>事業計画地の南東からの交通ルートが示されているが、今、交通量は非常に少ない。それが一気に増加することになるが、事故対策としてミラーをつけるなどの対策はしてもらえるのか。</p>	<p>アセスは、事業が周辺地域に及ぼす影響について検討するものですので、交通安全施設等についても項目を設け、予測評価をおこなっていきます。</p>
交通混雑、交通安全	<p>入居者の最寄駅はどこを対象に開発されているのか。近畿財務局跡地の住民が増えるのと、こちらの住民とで、かなり人の流れが増えることが予想される。くれぐれも交通事情について、開発された後でも調査を続けて、事故のないようにお願いしたい。</p>	<p>事業計画地の中でも、住む場所によっても変わってくると思いますが、関大前駅、江坂駅を考えています。</p>

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者(又は吹田市)の見解(4/7)

項目	意見の概要	事業者(又は吹田市)の見解
その他 (事業計画)	事業計画地は高低差がかなりあるが、全体として、高低差をどのようにするのか。高さの変更については、どのような計画なのか。	工事計画については未定の部分もありますが、基本的には高いところを掘削し、低いところを埋め立てます。発生土については場外に持ち出すことがないように考えています。
その他 (事業計画)	雨水排水については、円山町側に流すのか。それとも、一部垂水町側にも流すのか。垂水町側は、現状でも、大雨が降るとすぐに道路にあふれるなどよくない状況であるが、どう考えられているのか。	事業計画地は豊津の公共下水道の処理区域内に入っており、排水は豊津公共下水道処理区へ流します。一時の豪雨による排水を短期間で下水道に流入させることなく、雨水抑制施設を設ける基準が吹田市で定められていますので、関係機関と十分協議し、雨水排水対策を計画していきたいと考えています。
その他 (事業計画)	土地利用計画で、事業計画地の南西部、道路用地として塗られている広い部分があるが、これは何か。すぐ下に家があるので、十分考えて頂きたい。	南側と高低差があるため、道路を築造するための盛土をして、路体施設になります。具体的には、関係機関、道路管理者との協議になりますが、道路施設の用地として協議していく予定です。すぐ隣接する住宅への影響については、十分検討し、影響のないように努めます。
その他 (事業計画)	住宅戸数300戸とあるが、下回ることもあるのか。	住宅の予定数、戸数ですが、今想定している戸数であり、300戸と限定したものではありません。
その他	環境要素のマトリックス表の「○」、「×」のない空欄の項目は、考慮しない、検討されていないということか。想定されていないのであれば、斜線を入れるなど、もともと評価の対象でないということを示した方がよいのではないか。	「○」や「×」の入っている項目は、市の技術指針の中で「住宅団地の建設」の標準的な項目として挙げられている項目です。この標準項目を本事業に照らして、やる項目は「○」、除外する項目は「×」としています。このため、空欄の項目については、もともと想定されていない項目ということになります。次回は、欄外に注釈を加えるなど、表現方法を検討します。

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者（又は吹田市）の見解(5/7)

項目	意見の概要	事業者（又は吹田市）の見解
その他 (防災)	一時避難地となっているが、住民はどこに避難すればよいのか。それだけの人数の避難場所として活用できる場所があるのか。市はどう考えているのか。	<p>(事業者の見解)</p> <p>事業計画地は一時避難地として指定されている場所であり、その機能は、事業計画地の中に設ける公園において継承したいと考えています。具体的な内容については、今後、吹田市との協議の中で決めていきたいと考えています。</p> <p>(吹田市の見解)</p> <p>今日の時点では、周辺の既存の一時避難地は、まだ把握できていません。</p>
その他 (防災)	公園に一時避難地としての機能を持たせるというが、300戸もあれば居住者だけであふれてしまう。周辺住民はどこへ避難すればよいのか。	<p>(事業者の見解)</p> <p>今後計画している公園についても、居住者及び周辺の住民の方の一時避難地としての機能を継承していきたいと考えています。</p> <p>(吹田市の見解)</p> <p>公民館等の避難場所は指定されていると思います。それらは現存しています。その他に、この場所での一時避難地を求めるといふことになると思います。</p>
その他 (防災)	<p>日生球場は災害時における避難地域に指定されている。市の方が引き続き避難地域にするといっているが、300戸、1000人以上が住んでいるところに、近隣の住民が避難することはできない。通常は大学や神社、こういう球場に避難するのであって、1000人以上が住むところに、いくら公園をつくるといっても、現実に避難できるのか。</p> <p>一部を公用地として買い上げることはしないのか。これだけ広大な面積があり、300戸もあり、学校もいっぱいになる、交通もかなりひどくなる、避難地も指定しているというが、1000人以上住んでいるところに、周辺住民が避難することができるのか。指定区域を解除しないといけないのではないか。災害が起こった時には、近隣住民とここに住む方と、必ずトラブルになると思う。吹田市としてどう考えているのか。</p>	<p>(事業者の見解)</p> <p>一時避難地としての位置づけを公園にどう持たせていくかということについては、今、我々が回答させていただけるレベルとしては、いただいたご意見を含め、どうしていくかということ、これから市の関係機関と協議させていただきたいと考えています。</p> <p>(吹田市の見解)</p> <p>【回答がないまま、次の質問に移り、次の質問の事業者の回答をもって、意見交換の時間が終了した。】</p>

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者(又は吹田市)の見解(6/7)

項目	意見の概要	事業者(又は吹田市)の見解
その他 (防災)	住宅地の公園を避難地にするということか。300戸の自治会ができれば、居住者以外は使用できないということになると思うが。	一時避難地としていただいているご意見は、真摯に受け止めさせていただきます。今後、一時避難地としての機能をどのように持たせていくかということについて、頂いたご意見も踏まえ、市の関係機関と協議させていただきたいと考えています。
その他 (手続き)	具体的なスケジュールを教えてほしい。概ねどのくらいで評価ができ、一般的にこのくらいから工事に入るといった想定はあるのではないか。工事による影響は、始まってみないとわからないと思うが、住民が意見を言える期間はいつまでか。	<p>(事業者の見解)</p> <p>具体的な日付というのはまだ決まっていません。環境アセスの流れでいうと、評価書の手続きが終わってからの着工となります。事業者の想定としては、現在利用されているグラウンドや野球場は、平成29年の春ごろまでの利用予定だと聞いています。その後、無人となるので、そのころには着工したいと考えています。</p> <p>(吹田市の見解)</p> <p>提案書を10月29日に受付しています。条例の規則の中で、告示から6ヶ月を目安に提案書の手続きを終えるよう努めることとしています。もちろん、事業者の環境取組が十分なものであった場合で、前後することもあります。提案書手続については6ヶ月、同様に、評価書(案)、評価書の手続きが8ヶ月という定めをしています。</p> <p>また、先ほど評価書が出たら着工という発言があったと思いますが、実際には事後調査の計画書をいただいてからの着工ということになります。</p>

提案書意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者(又は吹田市)の見解(7/7)

項目	意見の概要	事業者(又は吹田市)の見解
<p>その他 (手続き)</p>	<p>リーフレットでは、今日が「③意見交換会」で、告示から30日以内で「④意見書」に移るが、その間に何かあれば市の環境政策室の方に届け出れば良いということになるのか。それらを受けて、「⑨意見交換会」で検討結果が聞け、そこから改善の話し合いというのが、できるということか。工事による影響は、始まってみないとわからないと思うが、住民が意見を言える期間はいつまでなのかがわからない。</p>	<p>(事業者の見解)</p> <p>「③意見交換会」は、調査の計画などを示した提案書の意見交換会、「⑨意見交換会」は、計画に基づいてアセスをした結果の報告書となる評価書(案)の意見交換会ということになります。</p> <p>(吹田市の見解)</p> <p>告示を11月9日にしています。そこから数えて45日間、12月24日までに「④意見書」を市の方に提出していただきたいと思います。</p> <p>「⑤質問書」については、「⑩意見書」の提出期限まで、随時、受け付けています。</p> <p>本条例については、事前に工事等による影響を予測して評価していくという手続として2段階あり、先ず提案書の段階でご意見があれば、ご意見を一度いただく。これを受けて、事業者の方で検討し、評価書(案)が出てきますので、その後、意見の提出の機会がもう一度あるということです。制度的にはそうなっていますが、実際の工事実施のことについては、制度にとらわれず、相互に協議していただき、事業者と地元住民との間で良好な関係を築いてもらいたいと思っています。</p>
<p>その他 (手続き)</p>	<p>市のリーフレットの「よくある質問と回答」に、「この制度は、事業をやめさせることができるか」という質問があるが、回答になっていない。できるのか、できないのか。「事業を止めるための手続ではない」ということであれば、リーフレットにもそのように書くべきである。</p>	<p>(吹田市の見解)</p> <p>できる、できないということでは、開発条例等の手続に則って実施される事業について、本条例で事業を止めることはできません。このリーフレットの回答は、本条例が環境取組を効果的に実施するための手続であるということに記載することで、事業を止めるための手続ではないということに記載させていただいているものです。リーフレットの表現については、今後検討したいと思います。</p>